

- 経営事項審査に伴う手数料 8,500円他→8,100円他
- ③ 水質基準に関する省令の制定に伴うもの
- 保健所水質検査手数料 6,300円他→10,500円他
- (3) 手数料を廃止するもの
- ① 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律等の一部改正に伴うもの
- (ア) 米穀卸売業登録申請手数料
- (イ) 米穀小売業登録申請手数料
- (ウ) 米穀小売業変更登録申請手数料
- ② 保健環境科学研究所における水質検査業務廃止に伴うもの
- 試験検査手数料のうち上水の水質基準試験検査に係るもの
- (4) 関係条項の整理を行うもの
- ① 消防法の改正に伴う消防設備士講習受講手数料の条文の整理
- ② 児童福祉法施行規則の改正に伴う保育士試験関係証明手数料の条文の整理
- ③ 薬事法施行令の改正に伴う条文の追加及び条項の整理
- ④ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正に伴う条項の整理
- ⑤ 使用済自動車再資源化等に関する法律の制定に伴う条文の整理
- ⑥ 租税特別措置法施行令の一部改正に伴う条項の整理
- (5) 施行期日等
- この条例は、平成16年4月1日から施行することとした。ただし、1(2)②、1(4)②、④及び⑥の規定については公布の日から、1(4)①の規定については平成16年6月1日から、1(1)①の規定については平成16年7月1日から、1(4)⑤の規定については平成17年1月1日から、1(1)②(イ)及び1(4)③の規定については平成17年4月1日から施行することとした。
- (6) 熊本県収入証紙条例(昭和39年熊本県条例第24号)の一部改正
- この条例による手数料の新設、改定及び関係条項の整理に伴い、熊本県収入証紙条例の一部を改正することとした。

#### ◇熊本県公債管理特別会計条例

- 満期一括償還方式に係る元利払い、県債管理基金への積立て及び当該積立金に係る運用利息の経理等を明確にするため、公債管理特別会計を設置することとした。
- 公債管理特別会計においては、一般会計繰入金、県債管理基金繰入金及び県債収入その他の諸収入をもってその歳入とし、県債の償還金及び利子、県債管理基金積立金その他の諸支出をもってその歳出とすることとした。
- この条例は、平成16年4月1日から施行することとした。
- この条例の施行に伴い、熊本県県債管理基金条例(平成元年熊本県条例第47号)の一部を改正することとした。

#### ◇熊本県税条例の一部を改正する条例

- ゴルフ場利用税の非課税に該当することを証明する書類を特別徴収義務者に提出できない場合は、当該書類の提示で足りることとし、当該書類の写しの提出は不要とすることとした。(第67条の2関係)
- この条例は、公布の日から施行することとした。

#### ◇上天草市の設置に伴う関係条例の整理に関する条例

- 地方自治法(昭和22年法律第67号)第7条第1項の規定により、平成16年3月31日から天草郡大矢野町、同郡松島町、同郡姫戸町及び同郡龍ヶ岳町を廃し、その区域をもって上天草市を設置することに伴い、次に掲げる条例について条文の整理を行うこととした。
  - 管轄区域の変更を行うもの(5本)
 

(例)「本渡市、牛深市及び天草郡」→「本渡市、牛深市、上天草市及び天草郡」

熊本県家畜保健衛生所条例、熊本県地域農業改良普及センター設置条例、熊本県保健所条例、熊本県児童相談所条例、熊本県地域振興局設置条例
  - 所在地名の変更を行うもの(4本)
 

(例)「天草郡大矢野町」→「上天草市」、「天草郡松島町」→「上天草市」

熊本県立学校条例、熊本県立青年の家条例、熊本県水産研究センター条例、熊本県天草ビジターセンター条例
  - 許可地域の変更を行うもの(1本)
 

「大矢野町 松島町 五和町 苓北町」→「五和町 苓北町」

熊本県屋外広告物条例
  - 重点整備地区に係る市町村名の変更を行うもの(1本)
 

「大矢野町 松島町」→「上天草市」

熊本県幹線道路整備基金条例
  - 管理受託者の変更を行うもの(1本(再掲))
 

「松島町」→「上天草市」

熊本県天草ビジターセンター条例